

医療 疾病補償プラン (団体総合生活補償保険 疾病補償特約)

病気による入院・通院

さまざまな病気による入院・退院後の通院時に保険金をお支払いします。



病気による手術・放射線治療

病気により所定の手術・放射線治療を受けたとき保険金をお支払いします。
※手術・放射線治療を複数回受けた場合等はお支払いの限度があります。



おすすめですよ！

オプションもあります！

…ご加入できる方(補償の対象となる方)…

ご家族の方もご加入いただけます

農林水産省職員生活協同組合の組合員およびそのご家族、以下からお選びいただいた方「ご本人」です。

●本人(組合員) ●本人の配偶者 ●本人の父母・子・兄弟姉妹 ●本人と同居の親族(注)

(平成29年10月1日現在の満年齢が、生後15日以上満69才以下の方に限ります。)

(注)「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※契約は1年更新で、本人が在職中は、最長80才まで補償を継続することができます(最終更新は満79才)。70才以上の保険料につきましては取扱代理店までお問合わせください。

※新規加入者および補償内容を拡大するタイプに変更される方には「健康状態の告知」をいただきます。(A1→A2への変更など)

※オプションの加入は1口までとなります。複数のタイプに同じオプションはつけられません。

(例: 疾病補償プランでオプションF2をつけた場合、普通・家族・交通事故傷害プランにオプションF2をつけることはできません)

保険金額(ご契約金額)・月払保険料

疾病入院保険金支払対象期間・支払限度日数: 1,095日(免責期間0日)、疾病通院保険金支払対象期間: 180日・支払限度日数: 30日
・団体割引20%適用 (注)前年同条件でご継続される場合、年齢群の移行により昨年と比べ保険料が上がる場合がありますのでご注意ください。

タイプ		A1	A2	A3
疾病入院保険金日額		2,000円	3,000円	5,000円
疾病手術保険金額	入院中の手術	2万円	3万円	5万円
	入院中以外の手術	1万円	1.5万円	2.5万円
疾病放射線治療保険金額		2万円	3万円	5万円
疾病通院保険金日額		1,000円	1,500円	2,500円
平成29年10月1日時点の満年齢	0才(生後15日以上)	1,090円	1,640円	2,720円
	1~4才	230円	340円	550円
	5~9才	130円	190円	320円
	10~14才	100円	160円	260円
	15~19才	100円	150円	250円
	20~24才	150円	220円	370円
	25~29才	220円	340円	550円
	30~34才	270円	410円	680円
	35~39才	270円	400円	670円
	40~44才	290円	440円	740円
45~49才	380円	570円	950円	
50~54才	550円	810円	1,350円	
55~59才	740円	1,120円	1,860円	
60~64才	1,060円	1,600円	2,660円	
65~69才	1,560円	2,320円	3,880円	

お申込みは、加入申込票②

にご記入ください

オプション 共通

オプション 補償内容	タイプ	追加保険料
女性形成治療保険金額 30万円	F10	+50円
個人賠償責任危険保険金額 500万円(免責金額0円)	F2	+50円
携行品損害保険金額 10万円(免責金額:1事故3,000円)	F3	+60円

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

女性形成治療保険金補償特約

ケガまたは病気の治療のため、次のいずれかの手術を受けた場合* 1 保険金をお支払いします。

- ①植皮術またははん形形成術
- ②外反母趾など足ゆびの後天性変形に対する変形形成術
- ③乳房切除術

☆疾病補償プランのみ選択可能

携行品損害* 2

外出先にて、携行中の被保険者所有の身の回り品に発生した偶然な事故による損害を補償します。



個人賠償責任* 2・3

(賠償事故解決用)

示談交渉サービス付* 4

レジャー中や日常生活上の偶然な事故により、被保険者(補償の対象となる方)が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。
※個人賠償責任危険保険金は、1家族につき1口のみ加入できます。

- * 1 手術には、美容整形上の被保険者またはそのご家族が加入している他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
- * 2 複数のご契約のうち、ご加入のうえ、ご加入ください。
- * 3 個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)の被保険者の範囲は、本人型・夫婦型・家族型にかかわらず、ご本人、ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)および「別居の未婚で責任無能力者を監督する親族を被保険者」とします。
- * 4 個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)の対象となる賠償事故について、被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために、相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合、被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

ケガ 普通傷害・家族傷害・交通事故傷害プラン (団体総合生活補償保険 傷害補償(MS&A型)特約)

ケガによる入院・通院

日常生活中もしくは事故や加害行為による被害などのケガの治療による入院・通院時に保険金をお支払いします。



ケガによる手術

事故によるケガの治療のため所定の手術を受けたとき保険金をお支払いします。



ケガによる死亡・後遺障害

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または約款所定の後遺障害が発生した場合、保険金をお支払いします。



☆交通事故傷害プランのみ

…ご加入できる方(補償の対象となる方)…

ご家族の方もご加入いただけます

普通傷害プラン・交通事故傷害プラン(本人型)の被保険者(補償の対象となる方)は、以下からお選びいただいた方「ご本人」です。

●本人(組合員) ●本人の配偶者 ●本人の父母・子・兄弟姉妹 ●本人と同居の親族(注1)

家族傷害プラン(夫婦型・家族型)、交通事故傷害プラン(家族型)の被保険者(補償の対象となる方)は、以下からお選びいただいた方を「被保険者本人」とする「夫婦」または「家族(注2)」です。

●本人(組合員) ●本人の配偶者 ●本人の父母・子・兄弟姉妹

(平成29年10月1日現在の満年齢が、生後15日以上の方に限ります。)

(注1)「親族」とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注2) 家族とは、本人および本人の配偶者、親族(本人またはその配偶者の同居の親族(注1)・別居の未婚の子(注3))をいいます。

(注3)「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※オプションの加入は1口までとなります。複数のタイプに同じオプションはつけられません。

(例: 普通・家族・交通事故傷害プランでオプションF2をつけた場合、疾病補償プランにオプションF2をつけることはできません)

保険金額(ご契約金額)・月払保険料

・傷害入院保険金支払対象期間: 180日・傷害入院保険金支払限度日数: 180日(免責期間0日)
・傷害通院保険金支払対象期間: 180日・傷害通院保険金支払限度日数: 90日(免責期間0日) ・団体割引20%適用

保険金額	タイプ	B1	B2	B3	C1	C2	C3	D1	D2	D3
		本人型	夫婦型	家族型	本人型	夫婦型	家族型	本人型	夫婦型	家族型
傷害入院保険金日額		2,000円			3,000円			5,000円		
傷害手術保険金額	入院中の手術	2万円			3万円			5万円		
	入院中以外の手術	1万円			1.5万円			2.5万円		
傷害通院保険金日額		1,000円			1,500円			2,500円		
月払保険料(年間問わず)		360円	710円	1,430円	540円	1,060円	2,140円	920円	1,790円	3,590円

オプション 共通

補償内容	タイプ	F2	F3	F4	F5
			本人型	夫婦型	家族型
個人賠償責任危険保険金額 500万円(免責金額0円)		+50円			
携行品損害保険金額 10万円(免責金額:1事故3,000円)			+60円	+90円	+100円

普通傷害・家族傷害プラン

保険金額	タイプ	E1	E2	
		本人型	本人	配偶者・親族
傷害死亡・後遺障害保険金額		520万円	520万円	100万円
傷害入院保険金日額		1,500円	1,500円	900円
傷害手術保険金額	入院中の手術	15,000円	15,000円	9,000円
	入院中以外の手術	7,500円	7,500円	4,500円
傷害通院保険金日額		1,000円	1,000円	600円
月払保険料(1口あたり)		310円	480円	

オプション 共通

オプション補償内容	タイプ	追加保険料
個人賠償責任危険保険金額 500万円(免責金額0円)	F2	+50円

交通事故傷害プラン

・加入口数は、1口~10口の間でお選びいただけます。個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)は1口のみです。

※傷害死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超える口数は15才未満の方はご加入できません。

・補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

お申込みは、加入申込票③

にご記入ください

親介護 親介護補償プラン (団体総合生活補償保険 傷害補償(M S & A D型)特約)

要支援・要介護認定者数は平成26年現在606万人にも達し、介護が決して他人ごとではない時代となりました。このような背景から親の介護を補償する特約をご用意しております。今回は親の介護に対する備えに特化したプランをご案内させていただきます。この機会にぜひ、親の介護リスクに対する備えについてご検討ください。

親介護補償プランの特長

団体契約だから手続きが簡単・確実
団体割引20%適用 個人でご加入されるよりも保険料が割安です！

- ◆農林水産省職員生活協同組合を通じてご加入いただける保険です。
- ◆保険料は、農林生協へご登録の口座引き（一部給与引き）です。

親の介護へ備え「親介護一時金補償」

◆戸籍上の親に介護が必要となった場合（要介護認定2以上の認定を受けた状態など）に一時金をお支払いします。

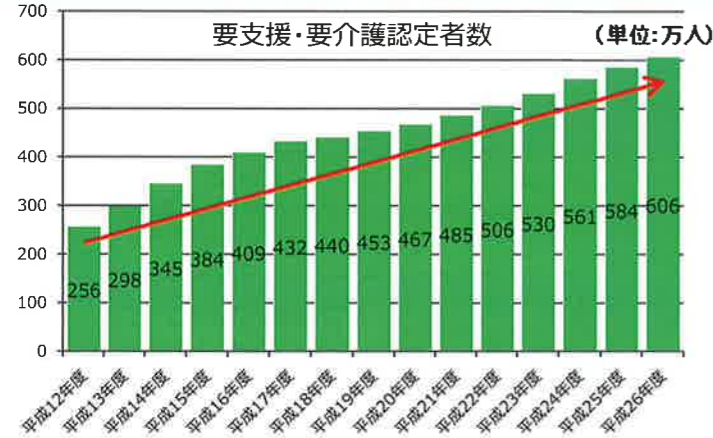
「親介護一時金補償」は「代理告知」でOK

◆親を特約被保険者として親介護一時金支払特約に加入される場合、親の健康状態告知は被保険者ご本人による代理告知となります。「基本特約の被保険者ご本人」が「特約被保険者（親）」に健康状態を確認し、その内容を告知しますので、別居の場合でも簡単なお手続きが可能です。

親の介護について考えたことはありますか？ — 介護の現状 —



平成12年度の256万人と比較して14年間で倍以上に増加しています。



親の介護は他人ごとではありません。誰にでも起こりうる問題です！

親の介護にいくらかかるのか考えたことはありますか？



例えば、実家の父親が突然倒れて介護が必要となってしまった。介護の初期費用にいくらかかるんだろうか・・・。

初期段階で必要となる費用例

- ・住宅改修費※
- ・福祉用具の購入費※
- ・介護者の交通費、宿泊費（遠方の場合）

など

介護初期段階にかかる自己負担額は平均80万円です

出典：生命保険文化センター 平成27年度「生命保険に関する全国実態調査」

※公的介護保険制度により自己負担額は1割または2割となります。

上記以外に個別の事情によりその他の費用が必要となります。公的介護保険の高額介護サービス費制度が適用されるケースについては、自己負担の上限額が適用される場合があります。

親介護 親介護補償プラン (団体総合生活補償保険 傷害補償(M S & A D型)特約)

被保険者ご本人の補償		親（特約被保険者）の補償	
補償項目	補償内容	補償項目	補償内容
傷害死亡	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に保険金をお支払いします。	親介護一時金	被保険者ご本人またはご本人の配偶者の親（特約被保険者）が要介護状態となった場合に一時金をお支払いします。
傷害後遺障害	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合に保険金をお支払いします。 ※傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金は保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。		

親介護一時金補償について

基本特約の被保険者ご本人（従業員等）またはご本人の配偶者の戸籍上の親のうち、加入申込票にこの特約の被保険者として記名された方（以下、「特約被保険者」といいます）が要介護状態※1、※2となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて90日を超えて継続した場合に、親介護一時金額の全額をお支払いします。

※1 公的介護保険制度の「要介護2」以上の認定を受けた状態（公的介護保険制度の給付対象外となる場合は特約に定める基準による状態）をいいます。
 ※2 「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約）」のセットにより、保険金をお支払いする要介護状態を「要介護3以上」から「要介護2以上」に拡大します。
 （注）親介護一時金補償について、引受保険会社が保険金をお支払いした場合は、継続時に必ず補償内容の見直しが必要となりますのでご注意ください。

ご加入できる方（補償の対象となる方） ご家族の方もご加入いただけます！

親介護補償プランの被保険者（補償の対象となる方）は、以下からお選びいただいた方「ご本人」です。

<被保険者ご本人>

- 本人(組合員) ●本人の配偶者 ●本人の父母・子・兄弟姉妹 ●本人と同居の親族

<特約被保険者（親介護一時金の被保険者）>

- 被保険者ご本人またはご本人の配偶者の戸籍上の親（同居・別居は問いません）、最大4名まで特約被保険者とすることができます。（特約被保険者の保険始期日時時点の年齢が45才以上84才以下の方がご加入いただけます）

保険金額（ご契約金額）・月払保険料 【団体割引 20%適用】

フランチャイズ期間90日 要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）セット

加入セット名		G1	G2	G3
補償	傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円	100万円	100万円
	親介護一時金額	100万円	200万円	300万円
月払保険料	①被保険者ご本人部分の保険料			
	傷害死亡・後遺障害補償保険料	100円	100円	100円
	特約被保険者（親）年齢（平成29年10月1日現在）		②特約被保険者部分の1人あたりの保険料	
	45～49才	20円	30円	50円
	50～54才	40円	70円	110円
	55～59才	90円	180円	260円
	60～64才	200円	400円	600円
	65～69才	470円	940円	1,410円
70～74才	1,060円	2,130円	3,190円	
75～79才	2,360円	4,730円	7,090円	
80～84才	5,980円	11,960円	17,940円	

お申込みは、加入申込票③にご記入ください

【月払保険料】

①被保険者ご本人部分の保険料

100円（一律）



②特約被保険者部分の1人あたりの保険料

加入セット別保険料（1人あたり）

※ご両親（2～4名）が加入される場合は、それぞれの年齢別保険料の合計となります（同一保険金額でのご加入となります）。

・補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。